

加入対象

共助会は、千葉県内の民間社会福祉施設および社会福祉を目的とする団体に所属する有給従事者を加入対象としています。

加入は任意となっており、従事者と事業主の合意のもとで加入を決定して頂きます。

常勤、非常勤（パートなど）を問いません。ただし、非常勤で本俸の申請額が 30,000 円未満だと掛金が発生しないため、加入対象となりません。

対象職種一覧

大 区 分	小 区 分
施設長	園長・所長・寮長・院長
指導員	児童相談員・生活指導員・生活相談員・ソーシャルワーカー・精神障害者社会復帰指導員
保育士	保育士・児童生活支援員・児童自立支援専門員
介護職員	介護職員・ケアワーカー
医師	医師
看護師	看護師・准看護師・保健師
訓練指導員	作業指導員・職業指導員・作業療法士・理学療法士・マッサージ師・聴能訓練担当職員・言語機能訓練担当職員
栄養士	栄養士
調理員	調理員・調理師等
事務員	事務員・事務長・副施設長・副園長
介助員	介助員
ホームヘルパー	ホームヘルパー・世話人
施設職員でその他の職種	上記いずれの職種にも該当しない者 (介護支援専門員・ケアマネージャー・運転手・用務員・薬剤師・守衛・ボイラー技師)
社会福祉協議会職員	社会福祉協議会職員
福祉団体職員	福祉団体職員
法外施設職員等	法外施設職員等